第七十九条　貿易実務に係る文書の電子化

1　各締約国は、貿易実務に係る文書のすべてについて、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努める。

2　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3　両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で、及び国際的な場において協力する。

第八十条　オンラインの消費者の保護

1　両締約国は、電子商取引のための透明性のある、かつ、効果的な措置であって、消費者の保護に関するもの及び消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2　両締約国は、消費者の保護を促進するため、両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間において協力が行われることが重要であることを認識する。

3　両締約国は、次に掲げる事項の重要性を認識する。

(a)　それぞれ自国の国内法令に従い、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持すること。

(b)　当該措置を策定するに当たり、国際的な基準を考慮すること。

第八十一条　民間部門の参加

1　各締約国は、両締約国間の二国間貿易を促進するため、電子商取引を規律する規制の枠組みにより、産業界の主導による電子商取引の発展が支援されることを確保するよう努める。

2　各締約国は、電子商取引を支援するため、民間部門により、自主的な規制（行動規範、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励する。

第八十二条　協力

1　両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引の利用に当たり、特に中小企業が直面する障害について、両締約国は、これを特定し、及び克服するために協力する。

2　両締約国は、電子商取引の分野における情報及び経験（関連する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に次に掲げる事項に関連するものを共有するよう努める。

(a)　個人データに関するプライバシー

(b)　インターネットを通じて受信者の同意なしに送信される商業的メッセージ（電子メールを含む。）の防止

(c)　電子商取引に対する消費者の信頼

(d)　サイバー上の安全確保

(e)　知的財産

(f)　電子政府

(g)　公衆の道徳、特に若い世代のための倫理

3　各締約国は、自国が利用することができる現存の手段により、自国における非営利団体による電子商取引の促進を目的とした活動（情報及び意見の交換を含む。）を奨励する。

4　両締約国は、適当な場合には、関係する国際機関及び国際的な場において電子商取引のための国際的な枠組みの発展に寄与するために協力する。

第八十三条　例外

この章の規定の適用上、第二十二条、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

第九章　投資

第八十四条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国の投資家及び当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資財産に関連するものについて適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域内において投資された投資財産に関連するものについても適用すると了解される。

3　サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置に関して、この章の規定と第六章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、同章の規定が優先する。

第八十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれかが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される事業体（社団、組合、個人企業、会社、合弁企業及び団体を含む。）をいう。

(b)　「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場で広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨をいう。

(c)　「投資財産」とは、すべての種類の資産をいい、特に次のものをいう。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii)　債権、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(iv)　金銭債権並びに企業に関連し、及び経済的価値を有する給付の請求権

(v)　無体の資産（例えば、知的財産権及びのれん）

(vi)　法律又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の養殖、探査、採取及び採掘のための権利を含む。）

(vii)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(viii)　他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

(d)　資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(e)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、清算及び売却その他の処分をいう。

(f)　「投資された投資財産」とは、一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において既に設立し、取得し、及び拡張した投資財産をいう。

(g)　「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国の区域内において投資財産に投資を行っている過程にあるか、又は既に行ったものをいう。

(i)　当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人

(A)　日本国については、日本国の国民であること。

(B)　スイスについては、

(aa)　スイスの国民であること。

(bb)　永住する権利を有する者

(ii)　当該締約国の関係の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であって、当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(h)　「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。